

条 例

議会の議決を経た「千曲市都市公園条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和7年6月30日

千曲市長

小川 修一

千曲市条例第30号

千曲市都市公園条例の一部を改正する条例

千曲市都市公園条例（平成15年千曲市条例第194号）の一部を次のように改正する。

第2条の5に次の1項を加える。

- 6 令第6条第6項に規定する認定公募設置等計画に基づく公募対象公園施設である建築物を設ける場合は、当該建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第19条を第26条とし、同条の前に次の6条を加える。

（使用料の還付）

第20条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めによらない理由で利用ができなくなったとき。
- (2) 利用期日の10日前までに利用の取り止め、又は変更を申し出た場合で正当な理由があるとき。
- (3) 利用の期日前に利用の許可を取り消されたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

（利用後の処理）

第21条 利用者は、公園施設及び有料公園施設の利用を終了したときは、これを整備し、当該利用に供した備品は、所定の場所に返納しなければならない。

- 2 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。
- 3 前項の損害額は、市長が認定の上、利用者が弁償するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

（指定管理者による管理）

第22条 別表第1及び別表第2に掲げる公園及び有料公園施設のうち、市長が定めるもの（以下「指定公園施設」という。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にこれを行わせることができるものとする。

- 2 指定管理者は、千曲市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年千

曲市条例第3号)第3条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、指定公園施設の設置目的を効果的に達成するために必要な能力を有するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第23条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定公園施設の許可に関する業務
- (2) 指定公園施設の維持管理に関する業務
- (3) 指定公園施設の設置目的を達成するために必要な事業に関する業務
- (4) 指定公園施設の安全対策に関する業務
- (5) 指定公園施設の効用を増加させる自主事業に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定公園施設の運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務

2 前条の規定により指定公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、第4条、第14条、第15条、第18条、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用期間及び時間の変更)

第24条 第16条の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、指定公園施設の利用の期間及び時間を変更することができる。

(利用料金等)

第25条 指定公園施設を利用しようとする者は、第4条及び第14条の許可を受けたときに施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の定めるところにより、指定管理者に納入しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表第4（第4条第1項に掲げる行為に限る。）及び別表第5に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。承認を受けた利用料金を変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 第18条、第19条及び第20条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

第18条を第19条とする。

第17条ただし書を次のように改める。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第17条に次の2項を加える。

- 2 別表第4に掲げる占有物件又は行為の占有期間が1年を超える場合の使用料については、毎年度徴収するものとし初年度分は許可の際、次年度以降の分については、当該会計年度の初めに徴収する。
- 3 別表第5に掲げる有料公園施設の徴収する使用料に10円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

第17条を第18条とする。

第16条第2項中「別表第3」を「別表第4」に改め、同条第3項中「別表第4」を「別表第5」に改め、同条を第17条とする。

第15条の次に次の1条を加える。

(利用期間及び時間)

第16条 利用期間及び時間を定める有料公園施設は、別表第3のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

別表第1中

「

内川公園	千曲市大字内川1256番地1
------	----------------

」を

「

内川公園	千曲市大字内川1256番地1
千曲運動公園	千曲市大字磯部1406番地3

」に

改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第14条関係)

更埴中央公園市民プール
千曲橋緑地グラウンド
更埴中央公園グラウンド
平和橋緑地グラウンド

雨宮緑地グラウンド
 千曲橋緑地マレットゴルフ場
 平和橋緑地マレットゴルフ場
 雨宮緑地マレットゴルフ場
 大西緑地公園野球場
 大西緑地公園運動場
 大西緑地公園マレットゴルフ場
 戸倉千曲川緑地公園マレットゴルフ場
 千曲運動公園サッカー場

別表第4中「第16条関係」を「第17条関係」に、

「マレットゴルフ場

(平和橋緑地・千曲橋緑地・雨宮緑地・戸倉千曲川緑地公園・大西緑地公園)

利用区分	使用料
市外の団体等が、全部又は一部を専用する場合	1日につき1人 150円

」を

「マレットゴルフ場

(平和橋緑地・千曲橋緑地・雨宮緑地・戸倉千曲川緑地公園・大西緑地公園)

利用区分	使用料
市外の団体等が、全部又は一部を専用する場合	1日につき1人 150円

千曲運動公園サッカー場

利用区分		使用料	電灯を利用する場合 の加算額
入場料を 徴収しな い場合	全面	1時間につき 3,000円	全灯 1時間につき 2,750円 半灯 1時間につき 1,350円
	半面	1時間につき 1,500円	
入場料を 徴収する 場合	全面	1時間につき 9,000円	
	半面	1時間につき 4,500円	
電気器具の持ち込み をして利用する場合 (1kWまでごとに)		1時間につき 150円	

備考 市民以外の者が使用する場合は、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。

」に

改め、同表を別表第5とする。

別表第3中「第16条関係」を「第17条関係」に、

「

占用料

「

使用料

」を

」に改め、同表を別表第4とし、別表第2の次に次の1

表を加える。

別表第3（第16条関係）

施設名	利用期間	利用時間
更埴中央公園市民プール	7月の第2土曜日から8月末 日まで	午前10時から午後4時まで
千曲運動公園サッカー場	1月4日から12月28日まで。 ただし、月曜日（その日が国 民の祝日に関する法律（昭和 23年法律第178号）に規定す る休日に当たるときは火曜 日）は、除く。	午前9時から午後9時30分ま で

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前までに、改正前の千曲市都市公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の千曲市都市公園条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（千曲市史跡公園条例の一部改正）

3 千曲市史跡公園条例（平成15年9月1日条例第125号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第16条」を「第17条」に改める。

第16条中「別表第3」を「別表第4」に改める。

(千曲市水と緑と潤いのある公園条例の一部改正)

- 4 千曲市水と緑と潤いのある公園条例（平成15年9月1日条例第196号）の一部を次のように改正する。

第5条中「別表第3」を「別表第4」に改める。

